



# 「児童権利宣言」とわが国の幼児教育

莊 司 雅 子

幼児教育は今や全世界の問題になっていることはすでに周知のとおりであります。特に国際連合内の人権委員が長年の研究を重ねて作製した「児童権利宣言」を一九五九年十一月に開かれた国際連合の第十四回総会に提出しました。総会は全員一致でこれを採択し、全世界に対して宣言してから、この問題はいっそう世界の人々の関心事となってきました。わが国も国連が宣言したその年末に参議院で全面的にそれを支持し、その趣旨の徹底を図るという決議を行いました。わが国ではすでに一九五一年五月五日に、「児童憲章」を制定公布していますが、これはわが国の児童のための憲章であります。児童憲章や「児童権利宣言」でいう児童とは零歳から十八歳までの子どもをさしています。

未開社会では親が自分の子を育てるのに、特別な知識をもたなくてもよいのです。また子どもをどのように育てようと、それは親の勝手でありました。つまり子どもをどのように処置しよう、それも自由でありました。子どもは親の独占物であり、

家に所属しているものであります。ところが近代から現代社会にかけて、子どもも大人と同じように、ひとりの独立せる人格と考えなければならぬようになりました。この思想は歴史的にさかのぼれば、コメニユースやロックやルソーに始まり、その後、ペスタロッチ、フレーベル、オーエン、エレン・ケイ、そして現代に入つてデュロイやシュプランガー、モンテッソーリやキルパトリックらによつて、ひとりの人格としての子どもの権利が次第に確立されてきました。そしてそれが宣言や憲章の形で、児童の権利がうたわれたのは、アメリカの独立宣言やフランス革命後の人権宣言がその背景になっているとみることができます。

世界各国の憲法で「基本的人権」がうたわれていますが、それは多年にわたる過去の先覚者たちの並々ならない努力の結果であります。そして児童を、特に幼児から、独立した人格としてみ、その「基本的人権」を重んじてこれを育てなければならぬという児童の権利が高らかに宣言されたのは、一九二二年に

おおよけにされたジュネーブ宣言であります。さらに一九三〇年には、アメリカによって作製された「児童憲章」があらわれ、続いて一九五一年にわが国の「児童憲章」が發布されました。

一九五九年国際連合が宣言した「児童権利宣言」は、国際連合の諸国民に、国際連合憲章がうたっている基本的人権と、人間の尊厳および価値とに関する信念を、出生したばかりの乳児にももつべきことを確認させています。

そして前文に次のように述べています。

「児童は身体及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、かつ世話することが必要であるので、

このような特別の保護が必要であることは、一九二四年のジュネーブ児童権利宣言に述べられており、また、世界人権宣言並びに児童の福祉に關係のある専門機関及び国際機関の規約により認められているので、

人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うているものであるので、

よって、ここに、国際連合総会は

児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにするため、この児童権利宣言を公布し、また、両親、個人とし

ての男女・民間団体・地方行政機関及び政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則に従って漸進的にとられる立法、その他の措置によってこれらの権利を守るように努力することを要請する」

以上の前文に続いて第一条は、次のように述べています。

「児童はこの宣言に掲げるすべての権利を有する。すべての児童は、いかなる例外もなく、自己またはその家族のいずれについても、その人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位のため差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない」

「児童権利宣言」を一貫しているものは、わが国の「児童憲章」と変わらないが、ただ「児童権利宣言」の次の第四条の内容はわが国の「児童憲章」には十分出ていません。

「児童は社会保障の恩恵を受ける権利を有する。児童は、健康に発育し、かつ、成長する権利を有する。この目的のため、児童とその母は、出産前後の適当な世話を含む特別の世話及び保護を与えなければならない」

この条文はすでに前文に「出生の前後において、適当な法律上の保護を」しなければならぬとうたっているのと相呼応しています。人間の成長発達は誕生から始まるものではなくて、

受胎のその瞬間から始まっているものであるならば、「児童権利宣言」にうたっているように、出生の前から特別な世話と保護とをあたえなければならぬことは当然でなければなりません。ところが、わが国の幼児教育は出生前どころか、出生後の保育でさえいまだ満たされていない状態にあります。

次に「児童権利宣言」の第七条の前半をみましょう。

「児童は、教育を受ける権利を有する。その教育は少なくとも初等の段階においては、無償、かつ義務的でなければならぬ。」

児童とは零歳児の乳児の人間から意味しているから、ここでうたっている教育の無償や義務的のことは、当然乳児の保育から無償であり義務的であると解釈できると思います。事実、北欧のデンマークやスエーデンなどは、この問題を相当解決しているし、社会主義の諸国もほとんど国の力で、妊婦の保護から乳児の保育が行なわれています。最後に「児童権利宣言」の第十條は幼児教育を世界的な基準で考えていくうえに特に留意すべき点であると思われます。

「児童は、人種的、宗教的その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。児童は、理解、寛容、諸国民間の友愛、平和及び四海同胞の精神の下に、また、その力と才能が、人類のために捧げられるべきであると

いう充分な意識のなかで、育てられなければならない」

右の第十條の精神や原理が O M E P (世界幼児教育機構) に具体化され、三年毎に国内委員会と地域大会そして世界大会がもたれていることは周知のとおりであります。わが国も一九七〇年に正式に加入し、二回の国内委員会と一回のアジア地域大会をもつてきました。世界の幼児教育で共通に未解決の問題を研究していこうというこの国際的な幼児教育機関を、今や私もはよそごとのように考えることはできなくなりました。ひとりよがりの保育にあぐらをかくことはできない時勢にきています。「井戸の中の蛙、大海を知らず」のそしりを受けないように、私どもは幼児の保育や教育を広い視野で改めるべきところは、私に改めなければなりません。経済大国に成長した日本の教育は、各国の批判を受けています。このような秋に、私どもは幼児の知能開発の名において、狭い意味の知育「読み書き数え」にかたよった教育に、うき身をやつしてよいでしょうか。また逆に幼児の知的発達に即する真の知的教育を忘れてはいないでしょうか。さらに反省しなければならないことは、日本の幼児教育は心の保育に欠けているという批判であります。

幼児期は性格の基礎がつくられるということを知りながら、なぜか、今日の幼児は、家庭での時間はほとんどテレビと遊び、保育所や幼稚園では、とかく六領域のわくにはめ込まれた教育

を受けているのでしょうか。そしてこのようにして心を豊かに育てられるということを忘れられたまま成長した幼児たちが、そのまま学校に入り、一貫した競争試験の準備教育を受けて社会に出ます。そしてこのような方々がやがて社会で日本の経済大国をつくり、各国へ経済侵略をする嫌われるのは当然ではないでしょうか。このように考えて、わが国の幼児教育は、六領域を教える前に、まず幼児の心を育てることが先決問題ではないでしょうか。

今日の保育所や幼稚園では、ややもすれば「社会」を教え、「言葉」を教え、「音楽」を教え、「お遊戯」を教え、また「絵画・製作」を教え、さらに抽象的な文字や符号を教えているのではないのでしょうか。幼児が自分自身で学ぶ場や機会が次第にせばまれてはいないだろうか。幼児の学ぶ権利は守られているのでしょうか。幼児は絶えず内面的な精神的なものを求めているが、保育所や幼稚園では自然界や人間社会の表面的な皮相的なものだけを教えてはいませんか。幼児の能力を開発するつもりでの教育が、結果において幼児のもついろいろな芽生えをおさえつけてはいけませんか。たとえば、幼児の描いた画やつくったものの結果にとらわれ過ぎて、とかくその結果だけを評価してしまうことはないでしょうか。私も幼児の作品だけで幼児を判断することをさけるべきではないでしょうか。

幼児が何を作ったかを問題にするよりも、幼児の描く意欲、つくる心を育てることこそがよりたいせつな問題ではないでしょうか。そして幼児は何を描き、何をつくらうとしているか、その描く、つくる道行きはどうであったか、また幼児が描き、つくったものから自分で何を学んだか、さらにそこから何かを作らうとしているか、といったことを、教師が問題にすることこそ、真に幼児を尊重し、幼児の学ぶ権利を守ることではないでしょうか。

次に「児童権利宣言」にうたわれているように、幼児教育は世界的なレベルで行なわれなければならないときに来ています。この秋に私もは保育の面において、もつと国際的なセンスをつちかうことを心得ることが必要ではないでしょうか。わが国は欧米の先進国のように、他民族との交わりがはげしくないたため、教育の面で、このような国際的なセンスについて、あまり考慮されていません。しかし世界はたいへん狭くなりました。今の幼児が大人に成長した段階では、他国との交流はもつとひんぱんになることでしょう。それゆえに幼児は家庭で保育所や幼稚園で、他人を尊重する、他人の立場を思いやる、風俗習慣を異にする外国人を受け入れ、理解するしつけを受けなければなりません。幼児は幼児なりに、平等とか差別とかについて理解できるようになっているのです。

(広島大学)